

令和元年6月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

**令和元年6月 高島市議会定例会
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者	
			議席	氏 名			
13日 (木)		1	17 番	澤本 長俊 議員	① 頻発する痛ましい事故、事件をうけて	子ども未来部長 教育指導部長 都市整備部長	
		項目毎	2	9 番	石田 哲 議員	① 幼保無償化策は人口減少対策の救世策になり得るのか？ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と市の活性化策について	政策部長
						② 児童虐待や子供の交通事故対策、実態調査について	子ども未来部長 教育指導部長
		項目毎	3	8 番	廣部 真造 議員	① 職員の働き方改革について	総務部長
						② 台風被害の教訓をどう生かすか	総務部長
						③ 新ごみ処理施設の基本的な方針について	環境部長
		4	6 番	磯部 亜希 議員	① 空き家等対策と移住を含めた有効活用活用について	市民生活部長	
		全項目	5	14 番	大槻 ゆり子 議員	① 防災意識を高める「防災意識社会」への転換について	政策部長
						② 登下校時の見守り強化について	教育指導部長
						③ オープンデータ化の導入について	政策部長

**令和元年6月 高島市議会定例会
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
	全項目	7	13番	森脇 徹 議員	① 市立小中学校における臨時講師の配置改善策と外国人児童生徒への支援策の充実を	教育指導部長
					② 信号撤去と交差点の安全対策を求め	都市整備部長
					③ 江若駅舎保存課題と国登録有形文化財と市歴史文化保存活用	教育総務部長
	項目毎	8	18番	秋永 安次 議員	① マイナンバーカードの普及促進と利活用について	市民生活部長
					② 市民通報システムについて	都市整備部長
	全項目	9	12番	福井 節子 議員	① 企業誘致、指定管理、施設貸与等の現状と課題	政策部長
					② 市営住宅の活用を、若者定住に活かす	都市整備部長
		10	4番	吹田 薫 議員	① 高島市新ごみ処理施設とリサイクル施設について	環境部長

**令和元年6月 高島市議会定例会
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
17日 (月)	全項目	11	1 番	是永 宙 議員	① 新しいごみ処理施設の建設予定地について	環境部長
					② 子ども園運営のための補助金額は実態に見合っているか	子ども未来部長
					③ 小学校・中学校に送付された放射線副読本について	教育指導部長
		12	4 番	高木 広和 議員	① 継体天皇と高島との結びつきにまつわる歴史について	教育総務部長
	全項目	13	2 番	早川 浩徳 議員	① 連合滋賀「2019年度 政策・制度要求と提言」としての市への意見・提案に関する進捗について	政策部長
					② 琵琶湖周航の歌資料館の移転統合については市民へ広く説明の実施を	商工観光部長

令和元年6月13日

澤本議員

（質問番号1）頻発する痛ましい事故、事件をうけて

1. 大津市の事故を受けて

- ①事故発生後、市内の幼保、こども園の散歩コースの安全点検を行ったのか
- ②事故発生後、保育士に動揺があったと聞くと、所管課として対応したのか？
- ③小中学生の通学路の安全点検はされているのか

2. 頻発する高齢ドライバーの事故に対し、何らかの対応はなされているのか

子ども未来部長答弁

（答）澤本議員の1点目のご質問の1項目め「大津市の事故発生後、市内の幼保、こども園の散歩コースの安全点検を行ったか」についてお答えいたします。

大津市で発生しました5月8日の交通事故を受け、5月9日に県から就学前児童の安全確保について通知がありましたことから、市では直ちに各保育園等にその内容を周知するとともに、翌10日には、緊急園長会議を開催いたしました。会議では、改めて園外保育等での安全確保について周知するとともに、日常的に利用する散歩の経路について、交通量や危険な個所等の確認を行うよう指示いたしました。

それを受け、各保育園等では、散歩の経路の危険性について、警察官同行のもとでの実地検証や保育士同士の話し合いなど、それぞれの方法により安全点検を実施し、経路の見直しや交通安全施設の設置の要望を行ったとの報告を受けております。また、散歩の際の引率者数の見直しや、子どもの存在を示す旗の持参など、新たな安全対策につきましても、

確認したところであります。

次に2項目めの「事故発生後の保育士の動揺への対応」についてありますが、今回の大津市の事故では、保育士は普段から散歩においては、子どもたちを交差点からできるだけ遠ざけ、また保育士が子どもたちを取り囲むように立つなど、考えられる安全対策をとっていたにも関わらず、幼い命を落とすに至ったことは、同じ職に就く者にとって、大きな衝撃となったと推測されます。

このため、5月10日の緊急園長会議におきましても、不安を感じている保育士等に対し、園長からのていねいなフォローを依頼したところでもあります。またその後におきましても、会議や研修の場で折に触れ、保育士等の不安解消について確認・対応するよう周知しておりますが、現時点では特に問題等の報告はありません。

以上、私からの答弁といたします。

教育指導部長答弁

(答) 澤本議員の1点目のご質問の3項目め「小中学生の通学路の安全点検はされているのか」についてお答えいたします。

高島市におきましては、平成24年度に策定いたしました「高島市立学校の通学路安全点検実施要項」に基づきまして、通学路の安全点検を毎年継続して実施しております。

具体的には、教職員だけではなく、児童生徒からの意見聴取やPTA、さらにはスクールガード等の皆さまに、日頃から危険個所の点検報告をいただくなど、地域をあげて安全点検に取り組んでいるところであります。

本年度におきましても、各小中学校におきまして、通学路の安全点検を行い、危険個所を教育委員会に報告することになっております。学校から報告を受けた危険個所につきましては、学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会等の関係機関が、現地で合同点検を行い、修繕等の対

策案を決定し、改善を図っていくこととしております。

先月、大津市内で発生いたしました園児の死傷事故を受けまして、改めて、市内小中学校に対しまして、通学路点検の徹底と児童生徒への交通安全指導の強化を指導したところでございます。

また、去る5月28日に川崎市内で発生いたしました通り魔によります殺傷事件では、小学生女児を含む2人が犠牲になり、18人が負傷するという大変痛ましい結果となりました。

このように、子どもたちが犠牲になる事件が連続しておりますことから市教育委員会といたしましては、5月30日から、当面は夏休みまでの間、防災行政無線を利用させていただき、市民の皆様にご協力をお願いしているところでございます。

今後におきましても、子どもたちの安全確保に向けまして、万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

都市整備部長答弁

(答) 澤本議員の2点目の「頻発する高齢者ドライバーの事故に対し、何らかの対応はなされたのか。」のご質問にお答えいたします。

高齢者ドライバーへの交通安全対策といたしましては、高島警察署、自動車教習所、交通安全協会および高島市シルバー人材センター等、21団体で構成しております「セーフティーたかしま交通安全推進協議会」において、高齢者交通安全教室や出前講座、高齢運転手事故防止講習を実施し、高齢者の事故防止に努めております。

しかしながら、平成30年中に発生いたしました市内での人身事故を伴う交通事故件数の総数は、94件にのぼり、そのうち65歳以上の高齢者の事故は38件発生し、全体の40.4%を占めております。

一方、市内におけます高齢者の運転免許自主返納数は、平成29年中には167人、平成30年中には215人、また、本年1月から6月10日現在で既に105の方が自主的に返納されており増加の傾向となっております。

また、このほかに交通安全運動期間や、県で高齢者事故多発警報等が発令されました際には、高島交通安全協会による交通安全指導車での巡回、ならびに市によるノボリの掲出、広報たかしまおよび防災行政無線などによる、高齢者ドライバーへの事故防止の啓発など関係機関との連携を図りながら、交通安全対策を推進し、本市での安全で快適な生活環境づくりに努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

今回の事故を受け、これまでとは違った視点での安全点検が必要になってきているが、こういった視点が必要と考えるか。

子ども未来部長答弁

(答) お答えいたします。

今回の点検では、まずは、散歩について実情がわかる保育の現場の職員を中心に対応していたところですが、ただ今議員がおっしゃるとおり、道路事情や環境の変化、また地域の実情等を踏まえた、これまでとは違った視点での点検についてもその必要性を感じるところであります。今後、園長会議の場などで提案して参りたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

散歩中の保育士さんの引率者数の見直しをしたとのことであるが、現在の職員体制で対応が可能なのか。

子ども未来部長答弁

(答) お答えいたします。

確かに保育士の数は少ない中で、対応するのは大変ですけれども、園によっては管理職がその散歩の時間、園長室から抜けて同行するなど、

そういった対策を取っているということでございます。
以上でございます。

(意見)

管理職は交通安全だけでなく園全体の日常管理もあるので、穴をあけないように体制整備をお願いしたい。

保育士のフォローについては、一般職と人を相手にしている仕事では内容が違うので、保育士の立場に立ったフォローをお願いしたい。

大津市の事故は国会でも取り上げられている。国が緊急の安全対策に動いた時に、しっかりと市の要望を示せるように準備をしてほしい。

(再質問)

免許を自主返納いただくのが最善の策だと思うが、高齢者が免許を自主返納するためには、返納後の交通手段などのカバーが必要だと考えるがどうか。

都市整備部長答弁

(答) 免許返納には、議員の仰せられますとおり、自動車に代わる交通手段の確保が重要であると十分認識しているところです。

都市部とは異なり、本市のような広い地域では代替手段をどうするか。例えば市営バスまたはタクシーなどが考えられますが、それらについても使用頻度や自動車の維持費用面なども考慮したうえで検討が必要でありますし、また、家族など身内の方の負担も考慮していかなければならないと考えております。このことから、色々な角度で総合的に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

(意見)

これからますます高齢化率が上がっていく。そういう地域であること踏まえると対策が必要となる。都市整備部だけの問題ではない。高齢者ということで、福祉にもかかわってくる。保育園児を送迎する高齢者もおられる。いろんな角度からの検討が必要であると思うので、部局横断的に検討いただけるよう、よろしく願いしたい。

(再質問)

事故の原因の一番は、踏み間違えと言われている。事故防止装置の設置に、東京都が9割の補助を出すと報道されている。それらに対しての支援制度も検討の中に加えていただきたいと思うが、どうか。

都市整備部長答弁

(答) 高齢者ドライバーによる悲惨な事故が連日のように報道されています。その原因とされるものが、議員の仰いますように、アクセルとブレーキの踏み間違えによる急発進、逆走や操作間違えによるものなど報道されています。その対策としては先日、国の方では高齢者に対する新たな免許制度の創設・検討を進めているということですし、また、東京都では議員が仰いましたとおりアクセルとブレーキの踏み間違い防止装置を設置することに対する補助を行う報道もありました。市としまして、今後におきましては、国や自治体の動向を注視し、どのような対応が可能か調査・検討してまいりたいと考えております。

(意見)

子供、高齢者いずれにしても、事故が起これば被害者・加害者すべての家族も巻き込んだ大変なことになる。

部局にとらわれず、どうしていくべきかを十二分に考えていただきたい

て、協議を進めていただきたい。

協議の状況も今後お聞きしていきたい。

【担当：子ども未来部 子育て支援課】

【担当：教育指導部 学校教育課】

【担当：都市整備部 都市政策課】

令和元年6月13日

石田議員

（質問番号2）児童虐待や子供の交通事故対策、実態調査について

1. 高島市の児童虐待の実情
2. 通学路の交通安全にかかる現在の対策について

子ども未来部長答弁

（答）

石田議員の質問番号2の1点目、児童虐待についてのご質問にお答えいたします。

高島市の児童虐待の実情といたしまして、過去3年間の相談件数は、平成28年度が223件、29年度が307件、30年度が303件となっております。

平成30年度の相談件数303件の虐待の種別をみますと、最も多かったのは、心理的虐待が159件で全体の53%、次いで身体的虐待が76件で25%、ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）が68件で22%の順でした。

心理的虐待の内容としましては、子どもが見ているところでの家庭内暴力、子どもの自尊心が傷つくような否定的な言動などがありました。

年齢別に見た場合、最も多いのは小学生が131件で43%、3歳から就学前の児童が61件で20%、中学生が54件で18%、高校生が31件で10%、3歳未満の乳幼児が26件で9%との結果でした。

虐待が疑われる事案が発生した場合には、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づいて、子どもの立場に立っての判断を行い、児童相談所との連携を図りながら、適切な対応に努めております。

虐待を未然に防ぐためには、地域や家庭で子育てのしづらさを感じている保護者の悩みを受け止め、相談関係を築きながら必要な支援に繋ぐことが大切です。保健師や保育園、学校等、子どもを支える関係機関と

相談しながら、子育て中の親子を地域で支え、地域ぐるみで虐待を防ぐ意識の醸成に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

教育指導部長答弁

(答) 石田議員の質問番号2の2点目「通学路の安全対策」についてお答えいたします。

高島市では、平成24年度から毎年継続して、市内すべての小中学校におきまして、PTAや地域の皆様のご協力を得て、通学路の安全点検を行い、関係機関と連携して児童生徒の安全確保のための対策を進めてきております。

これまでに、減速マークの表示、横断歩道の新設、消えている白線や外側線の引き直し、カーブミラーの新設などの対策を講じてまいりました。本年度におきましては、大津市での死傷事故を踏まえまして、教職員、児童生徒、保護者および地域住民の皆様等のご協力を得て、学校ごとに安全点検を行い、危険箇所を学校教育課に報告することとなっております。

その報告を受けまして、学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会等の関係機関によります合同点検を実施し、それぞれの部署が安全確保のための対応策を検討および協議の上、迅速に対策を講じるよう努めております。

また、各学校で開催します安全教室におきましても、高島警察署やスクールガードリーダーのご協力を得ながら、交通事故の未然防止に向けた取り組みを工夫して実施しているところでございます。

併せまして、防災行政無線によります市民の皆様への登下校時の見守り活動のお願いや高島警察署によりますパトロールを強化していただくなど、地域あげての子どもたちの安全確保に向けまして、万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

(意見)

子どもたちは何にも代え難い宝である。虐待に対する施策は大変重要であり、虐待はあってはならないこと。昨今の事件報道では警察や児童相談所が機能しているのか疑わざるを得ない。子どもたちは社会が育てていく体制を作るべきであり、高島においても必要な人と予算をつけて、子どもたちを守り育ててもらいたい。

【子ども未来部 子ども家庭相談課】

【担当：教育指導部学校教育課】

令和元年6月13日

大槻議員

（質問番号1）防災意識を高める「防災意識社会」への転換について

1. 小中学校の各教室や体育館のエアコン設置の状況と今後展望について
2. 避難所や学校へのウォータークーラーの設置について
3. 地区防災計画制度に対する市の認識と普及・啓発活動の成果について
4. 災害時に自主防災組織を適切に指導し、率先して行動できる人材育成・防災リーダーの育成をどのように考えているかについて
5. 女性防災リーダー育成の具体的取組みについて
6. 国土強靱化地域計画の認識と策定予定について
7. 防災意識社会への転換について

政策部長答弁

（答）大槻議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「小中学校の各教室や体育館のエアコン設置状況と今後の展望」についてであります。平成29年度をもちまして、市内全小中学校の普通教室および特別教室など、児童生徒が使用する全ての教室においてはエアコン設置が完了いたしました。体育館につきましては、エアコンを設置している学校はございません。

体育館への設置につきましては、現時点では考えておりませんが、全国的な動向等を注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「避難所や学校へのウォータークーラーの設置」についてであります。現在、ウォータークーラーを設置している小中学校はございません。児童生徒の熱中症対策といたしましては、こまめな水分補給が有効でございますので、ご家庭と連携しながら必要な水分を摂取できるよう、水筒の持参をお願いして対応しており、現段

階では、避難所に指定されている施設に関しましても、ウォータークーラー設置の検討は致しておりません。

次に、3点目の「地区防災計画制度に対する市の認識と普及・啓発活動の成果について」であります。まず「地区防災計画制度」につきましては、東日本大震災の教訓を受けて、平成25年に災害対策基本法の改正が行われ、地域コミュニティの自助・共助を推進し、市町村と連携して行う自発的な防災活動を促進させることを目的に創設された制度であると認識いたしております。

また、中央防災会議では、平成30年7月の豪雨災害を受けて「これまでの行政主導による防災対策を強化するという方向性を抜本的に見直し、住民が自らの命は自らが守る意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築」という方向性を示されており、自主防災組織の果たす役割は、ますます重要となってまいると認識しております。

しかしながら、主体的に組織化に取り組んでいただける集落は限られており、引き続き、災害ボランティア連絡協議会との連携の中で、防災リーダー研修会のほか、地域の出前講座および防災訓練などの機会を通して、さらに内容等を工夫しながら、皆さまに自助共助の必要性をご理解いただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の「災害時に自主防災組織を適切に指導し、率先して行動できる人材育成・防災リーダーの育成をどのように考えているか」についてであります。本市では、防災に関する知識を普及し、災害時における行動を迅速に、確実に実施していただくためにも、リーダーとなる人材の育成は極めて重要でありますことから、各地区・自治会におきまして、防災リーダーをご選任していただき地域の防災力強化を推進しております。その一環として、災害ボランティア連絡協議

会のご協力を得ながら、毎年防災リーダー研修会を開催するなど、人材の育成と自助共助に基づく自主防災の普及に努めております。

しかしながら、防災リーダーは、自治会組織の役職の一つとして配置され、毎年担当者が交代されるなど、防災の知識や体制が地域に根付きにくいという難しい課題もございます。

今後は、県等の人材育成に係る支援制度等を有効に活用しながら、広く関心の高い方を募集し、継続的に研修を重ねていただくことで意識や専門性を高めていただくなど、地域防災リーダー等の担い手を養成する取り組みについて、調査・研究して参りたいと考えております。

次に、5点目の「女性防災リーダー育成の具体的取組み」についてですが、防災に女性の視点を取り入れることは重要ですが、その成り手を確保することは厳しい状況でございます。現在、14名の女性消防団員が予防活動や広報活動に努めていただいておりますが、消防本部とも連携し、団員数の拡大を図るとともに、地域での活動を深めていければと考えております。

また、防災教育につきましては、各小学校への出前講座のほか、小中学生の職場見学の受け入れを実施しておりまして、引き続き、こうした子ども達への防災教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の「国土強靱化地域計画」の認識と策定予定についてですが、国土強靱化地域計画は、どのような自然災害等が発生しても人命保護が図られ、機能不全に陥らず被害を最小限に抑えるとともに、迅速に復旧できる「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するための計画であると認識しております。市では、地域防災計画をはじめ国民保護計画、危機管理基本計画など、既に防災・減災に関します計画は策定しておりますことから、その必要性を見極めてまいりたいと考えております。

最後に、7点目の「防災意識社会への転換」についてであります。国土交通省では、平成28年に発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を県管理の河川に広げ、河川に係る詳細な情報の周知に取り組まれているところではありますが、当市内における水位周知河川は「安曇川」のみとなっております。

こうしたことから、平成29年度に市独自で5台の河川カメラを設置し、県が設置している6つの河川カメラと合わせまして、リアルタイムで河川の状況を市民の皆様にも確認していただけるシステムを構築しております。

これらの情報や滋賀県土木防災情報システム等の活用方法につきましては、4月に開催されました区長・自治会長会議の場でも説明をさせていただいたところでございます。引き続き、情報システムの活用について防災出前講座などを通して啓発してまいりたいと存じます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

ウォータークーラーがあることでクーラーが無くても適切な対応調節が可能というデータもあるため、そうしたことも検証して、体育館に限らず公共施設への設置を検討してはどうかと考えるがどうか？

政策部長答弁

(答)ただ今、貴重なお話を頂戴したと受け止めさせていただいております。そのことにつきましても十分に検討してまいりたいと考えております。

(再質問)

自主防災計画の出来る自治会をしっかりと作り、まずはそこから計画内容や課題を明確化していくべきだと考えるが如何か？

政策部長答弁

(答) 生命財産にかかわる大事な部分であると理解をいたしておりますし、特に命にかかわるといふ部分が、我々も業務を預かっておりまして最も恐ろしいと認識するところであります。

今、仰っていただきましたように、出来るところから手をかけていけばどうかということだと思いますが、私もその通りだと思います。市にも多くの職員がおりますので、職員が地元に戻って、そういうことに関わっていくことが大事であろうと思っておりますので、庁内的にもそういう部分についても進めさせていただければと考えております。

(再質問)

他市の先行事例などに学び、例えば対象を広げ、防災士資格の取得を奨励するなど、防災リーダーの育成を明確に考えてはどうかと思うが、再度お伺いします。

政策部長答弁

(答) 防災リーダーの件につきましては、私も大変重要な部分であると認識をしております。どういう形で意識を高めていっていただけるのか、リーダーの成り手として手を挙げていただくことができるのかといったところをもう少し勉強させていただいたり、もう少し、地域に入って様々な課題を探らしていただく時間をいただきたいと思います。

先ほど、いろいろな事例を仰っていただきましたが、やはり小学校の低学年あたりから防災教育があつて、先ほどのお話では四国の方で高校生に防災士の取得の輪が広がっているとのことではありますが、そういう一つ一つの積み重ねにより、防災士になってやろうという人材も生まれてくるという部分があると思っております。防災士の養成だけではなく、全体

として防災が大事であるという認識を高めてもらう取り組みも併せて検討させていただければと考えております。

【担当：政策部 防災課】

【担当：教育指導部 学事施設課】

令和元年6月13日

大槻議員

（質問番号2）登下校時の見守り強化について

1. 悲惨な事件や事故を起こさないために高島市が検討したこと
2. 「登下校防犯プラン」を受けての
 - ・高島市の取組について
 - ・バス通学と徒歩通学の区分、非常時の対応について
 - ・高島市で「見守り隊」を導入することの見解について
3. 交通指導員やレイクウエスト・パトロール隊との連携や人材確保に対する対策について

教育指導部長答弁

（答）大槻議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「悲惨な事件や事故を起こさないために高島市が検討したこと」についてでございますが、各小中学校におきましては、まず自校で通学路の安全点検を行い、その報告を受けまして、関係機関による危険箇所の合同点検や対策案の協議を経て、改善を図るなど、引き続き安全対策を講じております。また、昨年度に防犯面の通学路点検も実施し、高島警察署と現地点検を行いました。今年度につきましては、高島警察署と市内小中学校との連絡会議を実施し、防犯対策についての連携も深めております。

次に2点目の3つのご質問にお答えいたします。

まず、「『登下校防犯プラン』を受けての高島市の具体的な取組」についてでございますが、子どもの見守り体制の強化を図るため、スクールガード、子ども安全リーダー、子ども110番のおうち等のみなさまのお力をお借りして、地域をあげて子どもたちを見守る体制の強化を図っております。

さらに、こうした機運を高めるため、定期的に防災行政無線によりま

して、子どもたちの見守りをお願いする取り組みもはじめたところがございます。

次に「バス通学と徒歩通学の区分、非常時の対応」についてでございますが、小学生につきましては通学距離が概ね2 km、中学生につきましては概ね4 kmを超える場合に、路線バスの定期券交付やスクールバス、スクールタクシーの運行により、通学の支援を行っているところがございます。

非常時の対応といたしましては、保護者のみなさまへの迎への依頼、教職員の付き添い、地域の皆さまへの見守り要請などにより、登下校時における子どもたちの安全確保に努めております。

次に「高島市で『見守り隊』を導入することの見解」についてでございますが、昨年度から取り組みはじめました地域学校協働活動のなかで、「見守り隊」を組織された学校もございます。今後、各学校における地域学校協働活動が充実するなかで「見守り隊」の取り組みが、市内に広まっていくことを期待しているところがございます。

最後に、3点目の「交通指導員やレイクウエスト・パトロール隊との連携や人材確保に対する対策」についてでございますが、子どもの安心・安全な登下校の実現につきましては、教育委員会のもとより、交通指導員もレイクウエスト・パトロール隊の方々も、願いは同じでございますので、議員仰せの通り、連携を図っていきたいと考えております。

また、人材確保につきましては、より多くの地域の方々に子どもたちの見守り活動に参加していただけるよう、あらゆる機会を通じまして、呼びかけてまいりたいと考えております。

(再質問)

子どもが1人だけで下校する見守り空白区間の対応をきちんとしないといけないと思うが、アプローチの仕方をどのように考えているのか？

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

子どもたちの登下校の見守りについてでございますけれど、先ほども答弁の中で申しましたとおり、地域学校協働活動の取組の中で、もうすでに昨年度、「見守り隊」を結成したところがございます。その取組の広がりの中で、他の学校も市内全域に広がればということ、それから高島署のパトロールの強化など関係機関との連携、それから防災行政無線によるお願いなど地域をあげて子どもたちの安全確保に向けて万全の体制で臨めるよう考えております。

また、見守り活動に参加していただきやすい環境を整えることも大切かと考えますので、学校と連携しながら、地域の方々が参加していただきやすいように体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課・学事施設課】

令和元年6月14日

森脇議員

（質問番号1）市立小中学校における臨時講師の配置改善策と外国人児童生徒への支援策の充実

1. 高島市「教育の重点」の実践を保障するための人的確保について
 - ① 市立小中学校の臨時講師の配置の現状について
 - ② 臨時講師の確保の現状と課題について
 - ③ 関係機関への要望活動について
 - ④ 会計年度任用職員制度について
2. 外国人児童生徒への支援について
 - ① 市の「教育大綱」や「教育の重点」に外国人児童生徒の教育方針が明確にされているか
 - ② 外国人児童生徒への支援策の現状と課題について
 - ③ 県教委に対し、教育施策として確立を求めているか

教育指導部長答弁

（答）森脇議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の1項目め「小中学校の臨時講師の配置の現状」についてでございますが、市内小中学校におきましては、定数内の臨時講師および教育活動の充実を図ることを目的とした加配措置に伴う臨時講師等は、計30名の配置となっております。

次に2項目めの「臨時講師の確保の現状と課題」についてでございますが、現在、市内の小中学校におきましては、必要な臨時講師は確保できております。今後におきましても、学校や県教育委員会との連携を図り、臨時講師の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に3項目めの「関係機関への要望活動」についてでございますが、各校における定数内の臨時講師等の配置につきましては、できるだけ正規教職員として配置されるよう、県教育委員会へ要望しているところでございます。

次に4項目めの「市教委配属の会計年度任用職員」についてござい

ますが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるため、市費講師につきましても、現在、その制度設計を進めているところでございます。

次に2点目の1項目め「市の『教育大綱』や『教育の重点』に、外国人児童生徒の教育方針を明確に位置づけているか」についてでございますが、市の「教育大綱」は、教育行政の重点目標やその方向性を、「教育の重点」はその年度における重点施策を示すものであり、全ての事業を網羅的に記載しているものではございません。本市におきましては、従来から外国人児童生徒への適切な支援を行うため、外国人児童・生徒指導協力員配置事業として充実を図ってきているところでございます。

次に2項目めの「外国人児童生徒への支援策の現状と課題」についてでございますが、母国語による学習支援や生活支援のため、一人につき、週1時間から週4時間程度、それぞれのニーズに応じた指導協力員による支援を行っているところでございます。

日本の学校で学ぶ外国人児童生徒が、それぞれの母国語、文化を尊重しながら、日本語による学力を身に付けることができるよう、適切に支援してまいりたいと考えております。

次に3項目めの「県教委に対し、教育施策として確立を求めているか」についてでございますが、外国人児童生徒に対する教育施策の充実につきまして、他市と連携を図りながら、県教育委員会へ要望しているところでございます。

(再質問)

1学年に3クラスがあり、そのうち2人が講師で1人が正規教員というようなケースが、この1～2年であったか。
--

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。市内小中学校における臨時講師等につきまし

ては、さきほど、計30名というふうに言わせていただきましたが、定数内の臨時講師等は14名でございまして、そのうち学級担任をしているのは12名でございます。

(再質問)

正規教員や講師にとって厳しい環境になっている。こういった状況を改めるべきという要望をすべきではないか。150~200名の講師配置を前提として、クラス編制の教師配置がされている。正規教員に置き換えるという県教委への具体的な要望活動をしているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。学校長から学校現場での声を聞き取りまして、県教育委員会に要望しているところでございます。

(再質問)

講師の確保が難しい背景に、10年の教員免許更新や労働条件の問題がある。賃金について県の講師、市の講師の金額を教えてください。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。講師の確保につきましては、学校そして県と連携をいたしまして、現在必要な臨時講師を確保できているということでございます。

さきほど、教員免許更新制の話等をされたかと思いますが、これにつきましては、教員の教育職員免許法により定められているものでございます。法律で定められているものでございます。

あと、市の方の条件等の話をされましたが、来年度、さきほども申しましたが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の導入に向けまして、現在、市の講師の勤務条件につきましても、制度設計を進めているところでございます。

(再質問)

県の臨時講師の1時間あたりの賃金が2,750円、市の臨時講師の1時間あたりの賃金はそれより700円前後低い。そのようなところを改善するような会計年度任用職員制度になるのか。そういう検討はどうか。

総務部長答弁

(答) お答えをさせていただきます。今の会計年度任用職員制度につきましては、さきほど来、教育指導部長から答弁がありましたとおり、今現在、制度設計を進めているところでありまして、詳細な内容につきましては、現段階でお示しできる状況ではございません。

(再質問)

文科省の「外国人児童生徒の受け入れの手引き」によると、多岐にわたる条件整備をしなければならないが、これを前提にした市教委の対応になっているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。「外国人児童生徒受入れの手引」につきましては、市の教育委員会における様々な受入れの方法が参考として示されております。今後、本市の現状を踏まえまして、適切な支援を行うため、今後の参考にしてまいりたいと思います。

(再質問)

湖南地域に比べると外国人児童生徒の人数も少なく、余裕を持って受け入れられているが、湖南省のような日本語指導の体制が基本になるのではないかと。これを基本にしながら、高島も進めていくのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。高島市におきましては、現在のところ、在籍

児童生徒数が少のうございます。個別の教育的ニーズに応じた支援が適切であると考えておりますことから、一斉に日本語の初期指導を行うことにつきまして、今のところ考えておりません。

(再質問)

外国人児童生徒も就学支援を受けられるが、必要な児童生徒には速やかに対応しているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。国籍に関係なく、すべての児童生徒のご家庭を対象としておりますので、基準に従いまして希望がございましたら、基準に沿いましたら、援助させていただくということになります。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和元年6月14日

森脇議員

（質問番号2）信号撤去と交差点の安全対策を求め

1. 高島署管内での信号機の撤去について

- ①信号機の設置・撤去は、市民や通行車両の安全に係る大事な課題であると市は認識しているか。
- ②県公安委員会より「信号機設置の指針」の説明を受けたか。
- ③2015年度以降、信号機撤去・移設などの事前協議はあったか。また、どのような意見をしたか。

2. 2015年度警察庁通達に基づき滋賀県警と公安委員会が撤去計画を進めていると聞いている。

- ①公安委員会の責任による決定プロセスがあり、道路管理者以外の自治体等との協議は不要としているが、関係機関と関係住民を含めた協議の場の設置が必要ではないか。
- ②児童の通学路に指定されているが、教育委員会と学校管理者にはどのような話があり、どのように対応したか。
- ③消防本部前信号機の撤去計画の県警説明において、撤去後にどのような安全対策を示しているか。

都市整備部長答弁

（答）それでは、森脇議員の質問項目2のご質問にお答えいたします。

まず、1の1点目の「信号機の設置・撤去は、市民や通行車両の安全に係る大事な課題であると市は認識しているのか」について、でございますが、信号機は、交通の安全と円滑を図ることを目的として設置されるものであり、重要な施設であると認識しております。

次に、1の2点目の「公安委員会から信号機設置の指針の説明を受けたか」について、でございますが、信号機設置の指針につきましては、撤去に関する指針の説明は受けておりませんが、昨年度より高島警察署

から、必要性の低下した信号機廃止の取り組みおよび廃止後の安全対策に関する依頼を受けたところであります。

次に、1の3点目の「信号機の撤去・移設の事前協議の有無および市の意見」について、でございますが、市への事前協議はございませんでしたが、昨年度は事前に情報提供を頂きましたので、地元の自治会および学校等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得られるよう努めていただく旨、市から高島警察署へ要請をしたところであります。

次に2の1点目の「関係機関と関係住民を含めた協議の場の設置」について、でございますが、信号機につきましては、道路交通法に基づく交通規制であり、県公安委員会が設置し、責任をもって維持管理、運用されているものであります。しかしながら、地域の安全を確保し、住民生活と密接な関係を有するものでありますことから、市といたしましても、公安委員会に対し、地域住民や学校関係者等に丁寧な説明を行い、幅広く理解していただけるよう、撤去ありきではない慎重な対応を求めているところであり、今後も引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に2の2点目の「児童の通学路に指定されているが、教育委員会と学校管理者にどのような話があり、どう対応しているか。」について、でございますが、高島警察署から学校に対しまして、当該交差点は交通量が少ないこと、また、そのことにより信号無視による事故の危険度が増すことから、信号機撤去の方針であるとの説明がございました。

学校からは、当該交差点が通学経路にあたっていることから、保護者に対して十分な周知をお願いしたところであります。

次に2の3点目の「消防本部前信号機の撤去計画における撤去後の安全対策」について、でございますが、当該交差点につきましては、国道と県道の交差点でありますことから、現在、高島警察署より道路管理者である滋賀国道事務所および滋賀県と道路の安全対策、具体的には路面標示等についての協議を進められていると伺っているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

必要性の低下した信号機の廃止後の安全対策に関する依頼を受けたとのことであるが、県警が「信号機マネジメント推進15か年計画」をたて、関係機関へ示したと聞いたが、高島市へも示されたか。また、市内において何基撤去の対象となっていると聞いたか。

都市整備部長答弁

(答) お答えいたします。先ほどもお答えさせていただきましたように県警の「マネジメント推進15か年計画」につきましてですが、高島市に対して警察署の方からは内容の提示、説明はございませんでした。したがって、その内容についても、どこの信号が撤去されるという内容につきましても、把握しておらないという状況でございます。

(再質問)

県で25%を超える信号機を廃止する計画を高島に当てはめれば、20基を超える信号機が撤去の対象となるが、何も聞いていないか。

都市整備部長答弁

(答) もう一度確認させていただきますが、撤去する場所は聞いていないかということでございますか。場所は聞いておりません。以上です。

(再質問)

「第10次高島市交通安全計画」は、県警の信号機削減計画を前提にした計画であるのか。

都市整備部長答弁

(答) お答えいたします。「第10次高島市交通安全計画」につきましては、平成29年3月に策定しているところです。警察において信号機

の設置の合理化等についての取り組みにつきましては、それ以前から取り組まれていると思われまます。今回の計画策定にあたって交通安全対策会議を組織させて頂きまして、検討させて頂いてきました。その組織の会議の中で高島警察署長様も委員として加わって頂いておりましたので、その市の計画に県の方針が反映されているものと理解しているところがございます。以上です。

(再質問)

通行車両の台数調査について、消防本部の監視カメラの映像を提供したと聞いたが。

消防長答弁

(答) お答えします。平成30年の6月の一週間分、それから、本年2月の4日間分の映像データを提供しております。以上です。

(再質問)

消防署だけの判断で情報提供ができるのか、交通安全に関わることであり、市長部局との協議はなかったのか。

消防長答弁

(答) 警察からの交通調査であることですので、消防として断る理由が無いということがございます。以上です。

(再質問)

カメラだけで確認したという様な調査状況であるが、調査の台数はどのように確認したか聞いていないか。子どもたちがどのように通学路を使っているかといった協議は市になかったか。

都市整備部長答弁

(答) お答えいたします。先ほど森協議員の方からも質問の中でおっしゃっておられました県警の基本スタンス自体が協議を要しないというような内容でございますので、この件につきましては、協議はなく説明で理解を求めていくというようなことを示されております。県警の方からは地域住民等に丁寧な説明をして、意見聴取についても行っているという報告を頂いているところです。以上でございます。

(再質問)

今津町日置前地先、高島市消防本部前信号機撤去の動きについての通学路の合同点検は必要と考えるか、必要ないと考えるか？

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。信号機の撤去に特化した学校、関係者等との合同の安全点検は行っておりません。

学校の安全点検につきましては、現在集約中でございますが、学校の方から危険箇所として報告を受けました場所につきましては、計画どおり、学校関係者によります合同点検を今後行ってまいりたいと考えております。

(意見)

協議、合同点検なしに撤去計画が進んでいることは極めて遺憾であり、こういったことが今後の市内の信号撤去の前例になれば、遺憾なことである。今後、安易な撤去とならないように必要な合同点検等をお願いしたい。

【担当：都市整備部 都市政策課】

【担当：消防本部 通信指令課】

【担当：教育総務部 個人質問答弁（確定版）】

令和元年6月14日

森協議員

(質問番号3) 江若駅舎保存課題と国登録有形文化財と市歴史文化保存活用

- 1－①国登録有形文化財の位置づけと現在の活用発信状況について
- 1－②今後の発掘・指定についての見通しについて
- 2－①所有者からの問い合わせや依頼に対する回答や対応について
- 2－②旧駅舎の調査および結果の保存と公開について
- 2－③住民を交えて話し合う場の設定について

教育総務部長答弁

(答) 森協議員の質問番号3のご質問にお答えします。

まず1点目の1項目め、「文化財建造物における国登録有形文化財の位置づけと現在の活用発信状況」についてであります。国の登録有形文化財は、文部科学大臣が保存や活用についての措置が必要と判断し、文化財登録原簿に登録したもので、現在市内では11件の建造物が登録されています。活用および発信の状況につきましては、市が所有する施設は指定管理者により、また民間施設は、それぞれの所有者において、資料館や交流施設等として適切に活用していただくと共に、情報発信にも努めていただいているところです。

次に2項目の「今後の発掘・指定の見通し」についてであります。文化財の指定・登録は、所有者の意向が前提であることから、現段階での新たな動きはございません。しかし、所有者からの相談・要望があった場合には、必要な対応をしていきたいと考えております。

次に2点目の1項目め、「旧駅舎所有者からの問い合わせに対して、どのように回答したか」についてであります。平成21年9月に、所有者から「文化財登録はされているか」とのお問い合わせがあり、「指定・登録はされていませんが、滋賀県の近代化遺産の調査にも取り上げられる歴史的価値の高い建物なので、保存活用されることを期待しま

す」と回答いたしました。

その後、平成29年10月にも、再度、所有者から同様の問い合わせがあり、市の見解は前回と変更がない旨の回答をさせていただきました。また、併せて保存修理に対する補助制度についてのお尋ねもございましたが、「現状は文化財としての指定・登録がなされていないため、文化財関係の補助には該当しない」と、回答をさせていただいたところです。

次に2項目めの「文化財的価値を県と市において、どこまで調査をしたか、またその結果は公開しているか」についてであります。平成11年度に滋賀県が行いました近代化遺産総合調査において、建物の調査が行われ、その成果は『滋賀県の近代化遺産』として刊行されています。また、平成13年度に『今津町史』編纂にかかる調査の一環で、建物調査を行い、その成果は、『今津町史』に掲載しています。

最後に3項目めの「所有者を軸としながら、住民を交えて話し合う場の設定」についてであります。現在、市が積極的に話し合いの場の設定をする予定はありませんが、文化財登録や保存に向けてのご相談があった場合は、所有者のご意向を確認しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

(再質問)

駅舎について、より詳細な調査、建造物の中身、保存の状態、保存をすとしたらどのような改修が必要なのか、所有者や保存を願われる方から教育委員会に要望があったら、丁寧に対応してもらえるとということでもいいか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。文化財登録や保存にあたりましては、所有者のご意向を尊重しながら、また文化財保護法の趣旨に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

(再質問)

これまで、まちづくりにかかわって相当な投資をしてきた経緯がある。同時にこれの利活用での補助、市民活動での利活用の補助というのは、これまで活用してきたということによいか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。例えば旧今津郵便局につきましては、「ヴォーリズ今津郵便局の会」が所有者と連携して、建物の保存や活用を進める取り組みに対して、平成27年度から29年度までの3年間、高島市協働提案事業補助金を交付しています。また30年度および31年度に文化庁の文化遺産総合活用推進事業補助金を受けて、ヴォーリズ通りの普及啓発を行っていただいているところでございます。

(再質問)

こうした利活用の助成に加えて、組織自らがファンディングなどの取り組みで持続的な活用に役立てていきたい、自らが資金集めをしていきたいという場合に、市への相談が寄せられた場合、市民協働としては、どう相談にのってもらえるのか。

市民生活部長答弁

(答) お答えいたします。一般的にはNPOとか市民活動団体が事業を行われる場合の資金調達や助成金のアドバイスを市民協働交流センターが行っておりますので、内容が具体的になりましたら、クラウドファンディングにつきましても同様に対応させていただけると考えております。

【担当：教育総務部 文化財課】

令和元年6月14日

福井議員

（質問番号1）企業誘致、指定管理、施設貸与等の現状と課題について

1. グランピング施設や大型量販店における正社員とパートの割合はどうか、市外から市内に転入者はあるのか
2. 平成30年度 高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略評価検証報告書の社会増減をどのように評価しているか
3. 旧今津西小学校の菌床キノコ製造事業所について
4. 指定管理施設・高島B&G海洋センターの利用者評価はどのように行っているか
5. 未利用施設の活用計画について 伺う。

政策部長答弁

（答）お答えいたします。

まず、1点目の「グランピング施設や大型量販店における正社員とパートの割合はどうか、市外から市内に転入者はあるのか」についてであります。ご質問の内容は、個別企業に関わる内容でありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

次に2点目の「平成30年度 高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略評価検証報告書における社会増減の状況をどのように評価しているか」についてであります。5月29日開催の高島市議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、平成27年度から30年度における、住民基本台帳上の転入者累計は5,160人となっておりますものの、本市の人口ビジョン設定における「15歳から39歳の社会増減をゼロにする」という目標に対しましては、200人を超える社会減が続いておりますことから、評価といたしましては目標を達成しているとは言い難く、非常に厳しい状況であると考えております。

次に3点目の「旧今津西小学校の菌床キノコ事業について」であり

ますが、平成28年4月の操業以降、新規雇用も増加してきており、着実に運営いただいているものと捉えております。

また、議員ご承知のとおり、障がい者雇用にも積極的に取り組まれており、従業者合計11名の内、現在、障がいのある方の雇用は3名となっており、これに加えまして、7月から新たに障がいのある方1名の雇用も予定しておられるところであります。

市といたしましても、キクラゲの栄養価の周知に努めるなど、販路拡大・事業振興に繋がるよう支援にも努めているところであります。

次に4点目の「高島B&G海洋センターの利用者評価について」であります。高島B&G海洋センターでは、利用者からのご意見やご要望があれば直接窓口でお伺いしているほか、アンケート箱も設置して、年間を通じてご意見・ご要望をお聞かせいただいております。

最後に5点目の「未利用施設の活用計画について」であります。先ず高島市農林水産物処理加工施設は、これまでの当該施設における指定管理での経緯を踏まえ慎重に取り組む必要があると考えておりますことから、広く情報収集に努めながら、様々な可能性を含め活用方法について検討してまいりたいと考えております。

なお、有効な活用が実現するまでの間は、引き続き、近隣の地域環境に配慮し、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧マキノ北小学校につきましても、現在地域の活性化につながる様々な可能性を模索している状況であります。

過去には短期的な施設貸付といたしまして、地元区の運動会やドローンの講習事業として貸付けをした実績がありますが、長期的には企業誘致等の有効な活用方策を探りながら、一方では、短期的な施設の貸付けに柔軟に対応させていただくとともに、地域住民のニーズにあった具体的な有効活用について、さらに調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、旧広瀬小学校の現状であります。跡地利用検討委員会からの

提言書に基づき、青少年の健全育成に関する事業での活用について、現在、事業提案のあった団体において、年間を通じた利活用計画を検討していると聞いているところであります。

(再質問)

旧今津西小学校の菌床キノコ製造事業では、試用期間が過ぎたら正社員とする話だったのに時給雇用のままで、責任ある仕事であったのに正社員にしてもらえず、県外に職を求めて転出された。このような職場の状況があるということは承知しておられたか。

農林水産部長答弁

(答) お答えいたします。

旧今津西小学校の菌床キノコ事業でございますが、今仰られた3月にお辞めになられたという部分については、詳細まで把握しておりません。

(再質問)

人材の確保のためにも、当該事業所への指導、協議が必要ではないか。

農林水産部長答弁

(答) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、やりがいのある責任感をもった人材を育成することは、重要なことだと感じております。ただし、雇用の形態等につきましても、働いておられる方の事情であったり、或いは要望であったり、それぞれ条件も個別に違うということで、それらを踏まえまして企業で判断されるべきと認識しているところでございます。

また今後、企業と協議の機会がございましたら、そのあたりも意見

交換に努めてまいりたいとは考えております。

市長答弁

(答) ご質問内容につきまして、補足をさせていただきます。

先ほど、旧今津西小学校で勤務をしていた職員さんが退職されて、他府県に就農されたということで、少し私の受け止め方とはいささか異なっておりますので、私どもが聞かせていただいている内容を、この機会にご報告させていただきます。

当該事業所は、あの場で菌床キノコを中心に事業展開をされておりました。将来的にはその事業を、企業の事業でなしに、地域で若い方に起業していただく、或いは、地域の活性化に繋がるような事業展開を、ぜひとも地域で主体的にやっていただくという趣旨で、旧今津西小学校を使って事業展開をされてございます。しかしながら、経営は非常に厳しい中で、年間を通しますと、収益がかなり厳しい状況で推移しているのが現実であります。さきほど特定の方を仰いましたけれども、私の受け止め方とは全く異なっておりまして、将来的に、その方にこの地域でその事業を主体的に経営・運営をしていただきたいという、かなりの期待を込めて当該事業所は、育成をされてまいりました。先ほど担当部長の方からお答えさせていただきましたように、高齢者ならびに障がい者の雇用にも積極的に取り組みをいただいております。

しかしながら、そのご本人が、農業全般の事業をやりたいということで、特定はしませんけれども県外で新規の就農の募集があつて、どうしてもそちらの方で農業全般をやりたい、且つ大規模農業をやりたいというようなご希望があつたので、何度も調整はしていただきましたけれども、ご本人のそういう将来の展望に寄せる思いが強いということから、やむなく退職をされたと聞いてございますので、いささか先ほどのご質問の内容とは異なる状況であつたということは、ぜひともご理解いただければと思います。

(再質問)

無償貸与も4年目を迎えている。次に繋がる検証はどのようにお考えか。

農林水産部長答弁

(答) お答えいたします。

初問でもお答えをさせていただいている部分もあるかと思えます。これまでの経営の状況、それから雇用の状況も含めまして、令和2年度末までが今期の貸借の期間となっておりまして、それ以降の契約につきましては、今後そのあたりも踏まえながら、検討を加えてまいりたいと考えております。

(再質問)

高島B&G海洋センターの人員配置について、防火管理者やプール衛生管理者に加えて、健康運動指導士もしくは健康運動実践指導士、水泳教師もしくは水泳コーチ、救護員等を配置してくださいと仕様書にあると思うが、仕様書に基づく配置人数は何人か。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。高島B&G海洋センターの業務仕様書におきましては、人員配置につきましては、管理業務を効率的に行うための適正な人数の職員を配置してくださいとされておりまして、具体的な人数については明記されておりません。

(再質問)

適正な管理業務に必要な人数としては、何人と考えているか。きちっと配置されていると考えているか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。現在、プールには、スイミングスクールを指導する指導者の他、プール全体を監視する監視員を常時配置しております。また、ジムにつきましても、指導者を1名配置し、指導にあたっているところがございます。この安全管理体制につきましては、市と指定管理者におきまして、定例協議等で協議を行いながら、安全な施設運営に努めているところがございます。

(再質問)

常時ということだったが、私が寄せてもらったとき、3つのグループで子どもの水泳教室が行われており、それぞれに指導員はいたが、特に監視する状況はなかった。プールに人がいる限りは常時監視員が必要ということになっているということの間違いはないか。

教育総務部長答弁

(答) 先ほどもご答弁申し上げました通り、指導者の他にプール全体を監視する監視員を配置することとされております。

(再質問)

実際に監視員はいなかったように確認した。ジムの指導者も1人ということになっている。火曜日から土曜日まで、多目的室を使ってシェイプアップ体操、ヨガ、腰痛防止体操など、運動プログラムとして教室が開かれている。これは教室なのでジムとは別だというふうに考えてよいか。インストラクターがされているということでもいいか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。個別の運動プログラム等につきましては、詳細を現在把握しておりませんので、指定管理者と現状等の聞き取りを行いたいというふうに思っております。

(再質問)

マキノ米粉施設について、市民から閉ざしたままでよいのかということ聞かれる。市の財産を活用しなければ維持管理費だけが必要となり市民に負担を与えることになる。積極的な活用を考えていかなければならないと思うがどうか。

農林水産部長答弁

(答) お答えいたします。

初問でお答えさせていただいている部分と重複しますが、これまでの当該施設の指定管理の経緯、平成17年に第3セクターによりまして発芽玄米事業の開業を最初として、今日に至っているところでございます。

それらの経緯も踏まえまして、慎重に対応していかなければならない。将来を見据えて検討していかなければならないということで、現在におきましては、色々な可能性を含めまして情報収集に努めているところでございます。

【担当：政策部 総合戦略課】

【担当：農林水産部 森林水産課】

【担当：教育総務部市民スポーツ課・教育総務課】

【担当：農林水産部 農業政策課】

令和元年6月17日

是永議員

（質問番号3）小学校・中学校に送付された放射線副読本について

1. 放射線副読本について小・中学校でどのような対応がされているか
2. 文科省からの配布資料について疑問が生じた場合に、教育委員による議論の場において議論がなされることはあるのか、また、議論を妨げるようなことはあるのか

教育指導部長答弁

（答）是永議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「放射線副読本について、市内の小中学校各校でどのような対応がされているか」についてでございますが、放射線副読本につきましては、平成30年10月に改訂され、文部科学省から、放射線に関する指導の一助とするよう、全小中学校に直接届けられております。

市内小中学校では、教科等の指導の中で、「放射線副読本」の一部を補助資料として、活用しております。

次に、2点目の「文科省からの配布資料の内容について疑問が生じた場合に、教育委員による議論の場において、その内容について議論がなされることはあるのか、また、議論を妨げるようなことはあるのか」についてでございますが、学校への配布資料の内容につきましては、疑問が生じるような場合には、まずは、教育委員会事務局において、適切に対応させていただきます。

（再質問）

具体的に副読本をどのように活用したのか

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。すべての学校におきまして、放射線副読本を活用しているわけではございませんが、小学校では、社会科の「住みよい暮らしを作る」という単元で、暮らしを支える電気についての学習を深めるために、副読本の一部を補助資料として活用した学校がございます。また、地震を伴う原子力災害の避難訓練の事前および事後の学習として、活用した学校もございます。

中学校では、理科の「地球と私たちの未来のために」という単元におきまして、科学技術やエネルギー資源などについての学習の中で、副読本の一部を補助的に活用した学校や、人権学習の中で、風評被害やいじめについての理解を深めるため、この副読本の一部を資料として活用した学校がございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和元年6月17日

高木議員

（質問番号1）継体大王と高島との結びつきにまつわる歴史について

1. 継体天皇の生誕の地が高島であるという認識で施策を進められているか
2. 継体大王にまつわる古墳や遺跡をどのように保存・活用しているか
3. 継体大王と高島の結びつきにまつわる歴史の重要性と観光振興に活用できる可能性について
4. 歴史を周知し、観光振興に活かしていくための実施体制
5. 文化財や歴史を深く知る語り部はいるのか、今後育成する予定はあるのか
6. 継体大王について、高島歴史民俗資料館でどのようなものを準備し、おもてなしをしているのか
7. 継体大王に関連する図書の充実について
8. 継体大王と関わりがある市内外の拠点との交流・連携について
9. 継体大王のストーリーや物語を作成することについて
10. 今年の継体大王関係のイベントはどのように進められるか

教育総務部長答弁

（答）高木議員の「継体大王と高島との結びつきにまつわる歴史について」のご質問にお答えします。

まず1点目の「継体天皇の生誕の地が高島であるという認識で施策を進められているか」についてであります。高島市には、継体大王の誕生にまつわる伝承や史跡が数多く残されており、それらを発信する意味からも、継体大王生誕の地は高島であるという認識で施策を推進しているところでございます。

次に2点目の「継体大王にまつわる古墳や遺跡をどのように保存・活用しているか」についてであります。継体大王にまつわる史跡に

については、その概要と場所を紹介したガイドマップを作成して広く周知を図るとともに、市が主催する歴史講座のテーマに取り上げたり、現地見学会のコースに組み込んだりしながら、多くの方に継体大王について興味を持ち、理解を深めていただけるよう努めているところでございます。

次に3点目の「継体大王と高島の結びつきにまつわる歴史の重要性和観光振興に活用できる可能性」についてであります。高島市内には、市北部にも継体大王が活躍した頃と同時代に築造された古墳や、継体大王を擁立したと考えられる古代豪族に関係する史跡が存在し、その重要性は広く認識されているところです。これらの価値をより明らかにし、関連付けて発信をしていくことで、さらなる観光振興への活用が可能になるものと考えています。

次に4点目の「歴史を周知し、観光振興に活かしていくための実施体制」についてであります。現在、市の体制といたしましては、主に調査・保存については教育委員会が、情報発信については市の観光部局がそれぞれ担当しており、互いに連携・協力しながら、より効果的な活用や情報発信に努めているところでございます。

次に5点目の「文化財や歴史を深く知る語り部はいるのか、今後育成する予定はあるのか」についてであります。現在のところ、語り部の役割を担う組織等はなく、高島歴史民俗資料館の職員が、要望に応じて案内や説明を行っています。今後は、住民組織等にもこの役目を担っていただきたいと考えていることから、「大溝の水辺景観まちづくり協議会」および「海津・西浜・知内地域文化的景観まちづくり協議会」において、市内の文化財を広く深く紹介できる案内人の養成講座を計画しているところでございます。

次に6点目の「継体大王について、高島歴史民俗資料館でどのようなものを準備し、おもてなしをしているのか」についてですが、議員仰せのとおり、高島歴史民俗資料館は、継体大王関係地の一角に位置し、継体大王を始めとする高島市の古代史を市内外からの来訪者に伝える役割を持つ施設と位置付けています。館内には、継体大王関連史跡の写真パネルおよび隣接する鴨稻荷山古墳の石棺模型や副葬品の複製等を展示し、来館者の要望に応じて、専門職員による案内や説明を行っているところでございます。

次に7点目の「継体大王に関連する図書の充実」についてですが、高島図書室では、地域資料として継体大王関連図書を重点的に購入し、地域資料コーナーにおいて、貸出および閲覧に供しているところでございます。

次に8点目の「継体大王と関わりがある市内外の拠点との交流・連携」についてですが、現在、継体大王と関わりのある地域との直接的な連携や共同事業の実施はありませんが、年に数回は関係地の歴史サークルや講座受講生のみなさんが、高島市の継体大王関係地の見学に来られているところでございます。

次に9点目の「継体大王のストーリーや物語を作成すること」についてですが、現在のところ継体大王のストーリーや物語を作成する予定はありませんが、今後作成するパンフレットや、資料館の展示パネル等において、幅広い年代の方に分かりやすい手法で、継体大王にかかわる伝承や歴史を伝えていけるよう、工夫してまいりたいと考えております。

最後に10点目の「今年の継体大王関係のイベントはどのように進められるか」についてですが、市主催で毎年実施している「た

かしま歴史楽」の今年度のテーマを「高島市の古代遺跡を巡る」とし、第1回の講座では、高槻市の今城塚古代歴史館の特別館長に、継体天皇と高島のかかわりについてご講演をいただきます。また第4回の現地見学会では、市内の継体大王関連史跡をめぐる計画を進めているところです。

(再質問)

4点目に関わり、調査保存は文化財課、宣伝活用は観光振興課とのことであるが、事業の実施体制については、どのようなになっているのか伺う。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。先ほどもお答えしましたとおり、専門的な調査や保存事業は教育委員会、それらの成果を活かして情報発信や観光につなげていくのが観光部局、ということになりますが、庁内で情報を交換しながら、連携・協力して進めているところでございます。

(再質問)

5点目に関して、案内人の養成講座を計画されているとの答弁をいただいた。養成講座の開催によって継体大王に関連する歴史や文化を語ることのできる方を育成するとのことであるが、どのような体制整備で行われるのかということをお願い。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。講座の企画はそれぞれの協議会が今後行うことになりますが、講師や内容については、教育委員会からも情報提供をさせていただき、市内全域の歴史、史跡を紹介できる案内人の増加を図っていきたいと考えております。

(再質問)

7点目について、高島図書室において関連図書の収集と貸し出しをしているとのことであるが、近年は古代研究や文化的な方面からも多くの関連図書が出版されている。継体天皇の生誕の地・高島に出向いたら、ほとんどのことが調べられるという印象になるように図書の充実を図っていただきたいと考えるが、いかがか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。市内の図書館には、現在約50冊の継体大王関連書籍がありますが、今後も引き続き、高島市の古代史関係資料として、必要な書籍の購入に努めて参りたいと考えております。

(再質問)

8点目について、他市との交流を深め、県や市をまたいで観光振興につながる宿泊付きの観光プランなども考えられると思うが。

商工観光部長答弁

(答) お答えいたします。

観光振興にかかわる部分での再質問でございますので、私の方から答弁させていただきます。

ただいまの再質問を含めまして、議員のご質問が、改元を契機として、市として継体大王に関連する歴史資産を観光資源として認識し、もっと観光振興に活用すべきではないかという趣旨であると捉えさせていただきまして、高島市がこれまで継体大王をテーマに観光振興の部分で取り組んでまいりました内容についても少し説明させていただきながら、お答えさせていただきたいと思っております。

継体大王に関しましては、先ほどのご質問の中で議員からもご発言いただいておりますとおり、本市においては、継体大王即位1500年を記念いたしまして、2007年度から2010年度までの4年間

に渡りまして毎年度フォーラムを開催し、継体大王に大きくスポットを当て、様々な取り組みを記念事業として展開してまいりました。

再質問いただきました、市外の継体大王ゆかりの拠点との交流や意見交換につきましても、大阪の枚方市あるいは福井県、さらには当時明治大学との共同によりまして、東京でフォーラムを開催いただいておりますし、また、それぞれの市や町で開催されたイベントにも参加させていただき、あるいはこちらのイベントにも参加していただくなどしながら、積極的な交流を図ってまいったところでございます。

さらには、枚方と高島、福井各地の継体大王ゆかりの地をめぐる宿泊付きの観光ツアーの実施、あるいは各地域の関連遺跡等の探訪ツアー、あるいは学習会の開催など、どちらかと言いますと、それまであまり観光資源として捉えられてこなかった継体大王と高島との関わり、また、その伝承地や遺跡を広くPRし、関連する旧跡等の環境整備も行いながら、観光資源として当時すでに十分ブラッシュアップしてきたところであります。

その結果、フォーラム開催に際しお世話になった皆様方からも継体大王と高島が古代史ファンの中でもブランド化され定着したと評価していただくなど、観光資源の掘り起こしによります一定の成果が得られ、その後は、地元有志や民間団体等によりまして保存活用が図られてきたものと認識しておりますし、今後も広く活用されることを期待するところでございます。

議員からは、こうした経緯を踏まえたうえで、継体大王をテーマとした観光振興についてご提案いただいているものと受け止めさせてはいただいておりますが、高島市内には、継体大王にまつわる伝承地のほかにも、まだまだテーマとして取り上げられていない素材も多くありますし、今、再び当時と同じテーマにスポットを当てるとのことよりも、さらに新たな観光資源を掘り起こして、観光の幅を広げまして、高島市全体の価値を高めて行くことが必要なのではないかと考えるところであります。

特に今年度は大河ドラマ「麒麟が来る」の放映に合わせまして、関連する市内の史跡等が広く注目を集めることになると考えられますことから、戦国をテーマに新たな観光資源の掘り起こしを行う中で、継体大王に関しましても、これまで取り組んでまいりました実績を踏まえながら、歴史や文化財、古代史といった大きなテーマの中で、これまでどおり、市の貴重な観光コンテンツの一つとして、広く総合的に情報発信していきたいと考えております。

(再質問)

継体天皇にまつわる今までの事業内容・成果について、また今年度は新たな展開を考えている答弁をいただいた。市には、市内外の拠点の方ともう一度連携して、歴史の発信と観光振興を進めていただきたい。越前市には、織田家発祥の地があり、構成要素の検討・資料館の充実などを図ることによって、観光客が増加した事例もある。継体天皇にもそうした構成要素はあると考える。継体天皇について、視点・構成要素を見つめ直して考えてもらいたいと考えるが、いかがか。

市長答弁

(答) 担当部長等が答えるべきではありますが、私の方から一度継体天皇にまつわる質問の整理をさせていただきたいと思っております。歴史上の継体天皇の生誕の地、他の関連する他の自治体との交流、それを用いた観光振興やまちづくりの観点でのご質問であったと考えています。

ご承知のとおり憲法第1条では天皇は日本国の象徴であり、同じく憲法では政教分離が謳われています。その背景は天皇の神格化に歯止めをかけるという意思が働いたものと理解しています。平成時代の幕開け時に即位の令がありました。即位令に全国の都道府県知事・議会議長が出席したことに対して特に日本共産党を中心として憲法違反ではないかということで訴訟が起こされ、最終的に最高裁で憲法違反ではないと判断があった判例もありました。継体天皇の歴史・史実の調

査は歴史上の経過として必要なもので当然理解できるものではありませんが、継体天皇の発祥・生誕の地をクローズアップして、過去にはフォーラムとして取り上げられましたが、まちづくりの核・観光振興の一つのテーマとして取り上げることは、憲法の政教分離の条項がありますので、極めて慎重に取り扱わなければならないと理解をしています。先ほどからの両部長の答弁は、あくまで憲法の範囲内でできることを限定的に申し上げていることで、今後の観光振興・今後の歴史的な資料の提供については、憲法の政教分離に触れない範囲内で対応をさせていただきたいので、ご理解をいただきたいと思います。

(意見)

歴史を核としてまちづくりをされている市町があるということで理解をいただければ幸いである。歴史上の人物である継体大王が高島だけではなく、日本にとっても大きな文化を残されたという背景もある。そういったことを高島市でも有効に使って、みなさんに情報発信していくことも大切なことだと思う。10点目のイベントについては、今年は、今城塚古代歴史館館長の講演会が予定されているとのことで、非常に嬉しく思う。滋賀県の歴史や文化の発信という観点からも、高島の古代遺跡を巡る講座の応援を県に要請し、私たちを含め、文化財課、観光振興課、市内の関係者と協力し、イベントの成功につなげ、高島の歴史の発信の歩みを深め、観光の振興につなげていただきたいと思います。

【担当：教育総務部 文化財課】

【担当：商工観光部 観光振興課】

令和元年6月17日

早川議員

（質問番号1） 連合滋賀「2019年度 政策・制度要求と提言」としての市への意見・提案に関する進捗について

- 1 新たな雇用のうち、若者世代の雇用はどの程度か、また、若者が定着するには安定雇用が必要と考えるがどう考えるか。
- 2 鳥獣被害対策の状況はどうか。
- 3 (1) 病児保育の拡充をどのように考えるのか。
(2) 地域の救急医療体制および医療圏域の維持をどのように進めるのか。
- 4 市費講師の処遇改善について具体的に検討したか。
- 5 各保育園、認定こども園、小中学校等の有事の際の対応や避難体制などへの取組みはどうか。
- 6 後継者育成のための支援制度で検討していることはあるか。
- 7 (1) 小中学校の通学路にあたる歩道の整備状況はどうか。
(2) JR湖西線が運休した場合の代替交通手段の確保はどうか。
- 8 外国人を含む観光客の受け入れ体制の整備状況はどうかについて伺う。

政策部長答弁

（答）お答えいたします。

まず、1点目の「新たな雇用のうち、若者世代の雇用はどの程度か、また、若者が定着するには安定雇用が必要と考えるがどう考えるか」についてであります。まず、実践型地域雇用創造事業や就職フェア、また、企業誘致などで雇用された方の約50%が40歳以下の方でありました。

若者の定住につきましては、雇用形態だけではなく、子育てなどの生活環境を総合的に整えていくことが重要ではないかと考えております。

次に2点目の「鳥獣被害対策について」であります。近年、里山や農地のみならず、集落内へもサルが出没し、農作物被害や建物への被害が発生しているところであります。

このことから、有害鳥獣被害の実態把握に向けて、毎年、市内各集落の農事・農業組合のご協力のもと、被害状況調査を実施しているところであります。

これに加えて、近年は、議員ご指摘のように、小中学校やこども園周辺でのサルの出没情報も寄せられているところであります。

これまで鳥獣被害対策としまして、銃器やわなによる駆除活動、追払い活動、ならびに各集落における獣害防止柵設置などに取り組むとともに、「野生動物被害対策講座」や集落での「被害対策研修会」を開催し、鳥獣被害防止に向けた意識啓発にも努めており、農作物被害は年々減少傾向にあります。

一方で、これまでとは異なる地域での出没など、行動範囲が広域化している状況もあります。

効果的な鳥獣被害対策には、集落ぐるみでの取り組みが不可欠であると捉えており、今後は、有害鳥獣の生息状況も注視しつつ、より一層、地域や学校、こども園ならびに警察等の関係機関との情報共有・連携を図りながら、効果的な鳥獣被害対策に努めて参りたいと考えております。

次に3点目の1つ目、「病児保育事業の拡充」についてであります。病児保育事業は、お子さんが病気の時に、保護者が仕事等の都合により家庭で保育することが困難な場合に、一時的に病児保育室でお預かりする事業であり、仕事を持つ保護者にとっては利便性が高い事業となっております。

しかしながら、その実績は、平成30年度の場合、開設日数245日に対しまして実稼働日数が86日、ご利用者は延べ114人に留ま

っており、現状においては、拡充を行う状況にないと捉えております。

次に3点目の2つ目、「地域の救急医療体制および医療圏域の維持」についてであります。医療圏域につきましては、高島市全域が二次医療圏となっており、現在滋賀県では、平成30年度から令和5年度までの6か年を期間とする「滋賀県保健医療計画」に基づき取り組んでいるところであります。この計画において、策定3年後の中間見直し時を目途に、医療圏域のあり方について検討していくことになっておりますが、高島市としては広範囲に集落が点在し、高齢化も顕著であることから二次医療圏としての役割は大きく、今後も維持できるような機会を通じて、県へ要望してまいりたいと考えております。

なお、本市の医療体制として具体的な対策としましては、市内各医療機関の体質強化を図るとともに、持続可能で強固な高島地域の保健医療体制を構築するため、地域医療連携推進法人を立ち上げ、関係機関の連携強化に取り組んでおり、ひいてはこれが湖西保健医療圏の堅持に資するものと考えているところであります。

次に4点目の「市費講師の待遇改善の検討状況」についてであります。令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるため、市費講師につきましても、現在、その制度設計を進めているところであります。

次に5点目の「各保育園、認定こども園、小中学校等の有事の際の対応や避難体制などへの取組み」のうち各保育園、認定こども園の取組みについてであります。国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、「児童福祉施設においては、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない」と規定されているところであります。

これを受けて、各園では、火災、地震、風水害、その他園児や職員に対して安全を脅かす事象を対象とした防災マニュアルを作成してお

り、さらには、このマニュアルに基づき、火災については毎月1回、その他の災害については、随時避難訓練等を実施するなどにより、有事に備えているところであります。

次に「小中学校の有事の対応や避難体制への取組み」であります。小中学校におきましては、学校ごとに策定しております「学校防災マニュアル」に基づき対応することとしております。

避難体制につきましては、地震や火災、原子力災害などを想定し、年間3～4回の訓練を実施しております。

次に、6点目の「後継者育成のための支援制度の継続」についてであります。農業者の高齢化により、将来の後継者となる担い手の確保が喫緊の課題となっており、ひいては、地域活動の活力の低下を招く恐れも危惧しているところであります。

こうした中で、将来の担い手となる認定新規就農者は平成25年度以降25人となり、地域の担い手として定着が図れるよう、国の「農業次世代人材投資資金」による支援と併せて、県の普及指導員や指導農業士の協力を願いながら、市内農業関係機関と連携して、農業経営の支援を行っているところであります。

今後におきましても、市・県での就農相談を通じて、就農希望者を支援して参りたいと考えております。

加えまして、将来にわたって良好な農村環境を維持していくためには、地域ぐるみの対策が必要であり、将来の担い手の確保に向けた「人の問題」と優良農地を保全する「農地の問題」の課題の解消に向けて、非農家にも参画を願い集落での話し合いを通じて解決につなげる

「人・農地プラン」の策定を関係機関と連携して支援してきているところであり、引き続き、各集落で、策定されたプランの実効性を高める支援に努めてまいりたいと考えており、併せまして、「農村まるごと保全向上対策交付金」ならびに「中山間地域直接支払交付金」を活用して、地域ぐるみで耕作放棄地の解消に取り組み、農村環境の保全に

繋げて参りたいと考えております。

次に7点目の1つ目、「小中学校の通学路にあたる歩道の整備状況」についてであります。高島市では道路整備を効果的・効率的に推進することを目的に、平成29年度に「第2次高島市道路整備プログラム」を策定し、平成30年度から10年間で重点的・優先的に整備すべき路線の選定を行い、計画的に整備を進めております。

この計画において、特に優先度が高く、重点化事業として位置づけている路線は20路線あり、このうち歩道整備を含む路線は15路線となっております。

歩道整備を含む路線の進捗状況につきましては、現在、3路線が整備中であり、そのうち1路線が今年度完成を予定し、順調に事業実施しております。今後におきましても、通学時の安全確保のために、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に7点目の2つ目、「JR湖西線が運休した場合の代替交通手段の確保」についてであります。鉄道が運休した場合の代替輸送の実施は鉄道事業者であるJR西日本の判断となります。

そのため、市としましては、これまでからもJR西日本に対して代替輸送の確保を要望しているところでもあります。

また、地震等予測不能な事態が発生した場合などの救済輸送の実施につきましても、JR西日本の判断によるものでございますが、不測の事態が発生した場合には迅速に情報提供がなされるよう、JR湖西線沿線の自治体である本市と大津市や長浜市に加え滋賀県で組織された湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会において意見交換し、要望しているところであり、JR西日本からはファックスのみの情報提供から、インターネット、メールにより情報提供も行っていただけることとなったものであります。

最後に8点目の「外国人を含む観光客の受け入れ体制の整備状況」

についてであります。情報発信としましては、市内の観光情報や宿泊施設情報などのパンフレットを作成し、広く情報発信に努めているところであり、今年度はパンフレットの多言語版も作成し、訪日外国人旅行者への情報発信の強化を図ってまいります。

また、電子案内板等の設置につきましても、マキノ駅、近江今津駅、近江高島駅にデジタルサイネージを設置し、観光客への情報発信を行っているところであり、今年度は、AR コンテンツを作成し、重要施策でありますインバウンド誘致に向けた情報発信の強化を図ってまいります。

Wi-Fi の整備状況は、道の駅など市の観光施設においては整備を行っておりますが、訪日外国人のニーズでは Wi-Fi 環境整備が依然高いため、今後も、増加を見込む訪日外国人へのサービス向上を図るため、関係機関と連携しながら整備が進められますよう検討してまいります。

次に、観光協会と連携した受け入れ体制の整備につきましては、今年度、台湾から学生のインターンの受け入れを行う予定であり、観光協会が窓口となって市内の観光施設で観光案内や接客等を学んでいただきながら、訪日外国人目線での意見を聞かせていただくなど、さらなる体制強化につなげていきたいと考えております。

また、同時に高島地域雇用創造協議会のセミナーを活用し、地域通訳案内士の育成も図りながら、これまで以上に充実したおもてなしができるよう、進めてまいります。

(再質問)

子どもの登校時は集団で行うが、下校時は学年によって違う。学童を利用する子もおり、一人、二人という少人数で帰ることもあり、危険性・リスクがある。そういう場合の安全性の確保についてどう考えておられるか。

(答) お答えいたします。初日の答弁でもお答えしましたが、子どもの見守りにつきましては、学校関係者による今後より一層の見守り活動を推進してまいります。併せまして教職員による情報等の収集も日々行いながら、適切に対応したいと考えております。

これまでからも、情報が学校教育課に入ってまいりましたら、早急にFAXや電話により、保幼小中、高校に情報を流しております。それぞれの学校の方で、受けた情報を元に、保護者や地域の方にメール配信等も行い、子どもたちの見守り活動のお願いをさせていただいております。

子どもたちの安全確保に向けて、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

(再質問)

防風柵の設置工事が行われ、運転見合わせの減少が見込まれている。運転見合わせ等の減少が、実体としてまだまだ認知されていないと感じている。京阪神の企業は、湖西線は運休するから雇用を止めるという話があると思うが、湖西線の運行が改善していることを企業に認知してもらうことが、雇用の改善につながると思うが、認知を上げる施策はどうお考えか。

都市整備部長答弁

(答) お答えいたします。

市で把握しております平成30年中のJR湖西線の運休につきまして合計で44回運休しております。そのうち強風による運休が8回、率にして18%ということでございます。その他、台風などの自然災害や人身事故などの接触事故などに比べますと、比較的高くはないものと認識しておりますし、風による運休に対するイメージが付いているのも認識しているところでございます。

そのため、平成31年2月に湖西線利便性向上プロジェクト推進協

議会の事業といたしまして、新旭駅ならびに高島駅に「防風壁設置により強風時の運転見合わせ時間が減少しました」という看板を設置したり、雑誌に同内容の掲示を行ったり、運休減少の認知度向上を図っているところでございます。

議員仰せのとおり、これら認知度向上によります通勤の妨げ防止にも繋がるものと考えておりますので、今後も市の広報たかしまの活用や協議会を通じて防風壁設置に伴う運休減少の認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

海外では、国内と比べキャッシュレス決済の普及が進んでいる。これらの対応について市は、どのように考えているか

商工観光部長答弁

(答) お答えいたします。

議員から今ご質問いただいたとおり、キャッシュレス決済については、ちなみに日本は全体で19パーセント、逆に中国では55パーセント、香港65パーセントというふうにかなり遅れていると認識しております。

また、外国人の旅行者が日本に来られて困ったことの一つに、今申し上げましたキャッシュレス決済不足が挙げられていることも認識しております。

これにつきましては、市が管理しております道の駅などの公共施設におきましては、さきほどのWi-Fi環境の整備も含めまして順次拡大の方向で進めようとしているところでありますが、キャッシュレス決済については、その手数料を事業者が負担していかなければならないことであつたりとか、あるいはカードの不正使用に対するセキュリティー等がまだまだ整っていないことがございますので、日本国内全体でもなかなか進んでいない状況でございます。

こうしたことから、今後益々キャッシュレス決済というものの需要が見込まれるということであり、インバウンド需要を今後も取り込んでいくためには、やはりキャッシュレス決済の環境整備は不可欠であると考えておりますので、引き続き商工会や観光協会と一緒になりました事業者の方に情報発信していきたいと考えております。

【担当：政策部】

【担当：商工観光部 商工振興課・観光振興課】

【担当：農林水産部 農業政策課・農村整備課】

【担当：子ども未来部 子育て支援課】

【担当：健康福祉部 健康推進課】

【担当：高島市民病院事務部 病院総務課】

【担当：教育指導部 学校教育課】

【担当：都市整備部 土木課・都市政策課】